

2019年度の障害者虐待に係る状況について

(1) 2019年度における障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

2019年4月1日から2020年3月31日までの本県の障害者虐待の状況については、相談・通報・届出件数が合計701件であり、うち虐待と認められた件数は176件だった。

虐待類型別の件数は表1に示すとおりで、「養護者による障害者虐待」（以下、「養護者虐待」という。）に関する相談等が最多だった。

虐待と認められた176件の内訳においても、養護者虐待が最も多く、全体の約67.6%を占め、次いで、利用者による障害者虐待（以下、「利用者虐待」という。）、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下、「施設虐待」という。）となっている。

養護者虐待の相談・通報・届出件数は法施行後から過去最多となった。一方で、養護者虐待及び施設虐待の虐待認定件数は昨年度と比較すると減っており、認定率も下がっている。

利用者虐待は、相談・通報・届出件数は昨年度と比較し減ったものの、虐待認定件数は増えており、認定率が上がっている。

表1 2019年度市町村等への相談・通報・届出件数等

	養護者			施設従事者			利用者			合計	
	相談・通報・届出件数	虐待認定件数	認定率	相談・通報・届出件数	虐待認定件数	認定率	相談・通報・届出件数	虐待認定件数	認定率	相談・通報・届出件数	虐待認定件数
2019年度	452件	119件	26.3%	153件	23件	15.0%	96件	34件	35.4%	701件	176件
2018年度	414件	181件	43.7%	157件	48件	30.6%	124件	21件	16.9%	695件	250件
2017年度	339件	147件	43.4%	107件	32件	29.9%	106件	19件	17.9%	552件	198件

(2) 虐待認定事案における被虐待者の障害種別

養護者虐待における被虐待者の障害種別ごとの件数は、精神障害が52件と最も多く全体の40%を占め、次いで知的障害が50件で約38.5%となっている（表2及び図1）。

施設虐待における被虐待者の障害種別ごとの件数は、昨年度に引き続いて知的障害が27件と最も多く全体の約52.9%を占め、続いて身体障害（約11.8%）となっている（表2及び図1）。

利用者虐待における被虐待者の障害種別ごとの件数は、知的障害が17件と最も多く全体の約39.5%を占め、続いて精神障害が15件で約34.9%、身体障害が10件で約23.3%となっている（表2及び図1）。

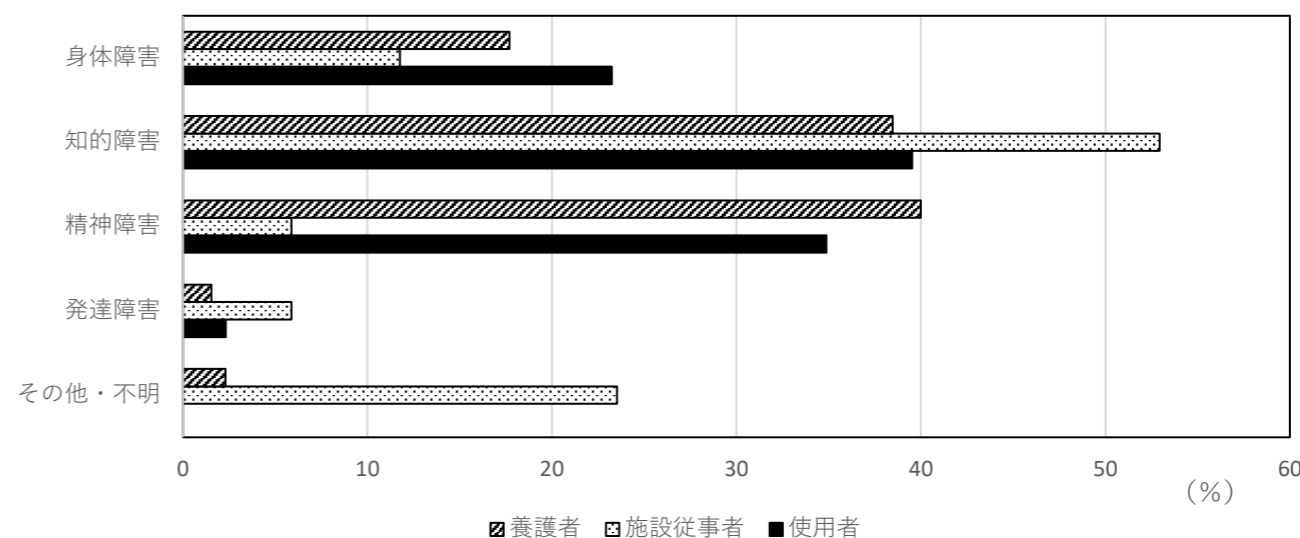
表2 虐待類型別の被虐待者の障害種別

※重複有 (件)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他・不明	計
養護者	23 (46)	50 (95)	52 (70)	2 (7)	3 (1)	130 (219)
施設	6 (7)	27 (34)	3 (10)	3 (1)	12 (11)	51 (63)
利用者	10 (5)	17 (10)	15 (5)	1 (1)	0 (19)	43 (40)
計	39 (58)	94 (139)	70 (85)	6 (9)	15 (31)	224 (322)

※括弧内は2018年度の件数（以下同様）

図1 虐待類型別の被虐待者の障害種別



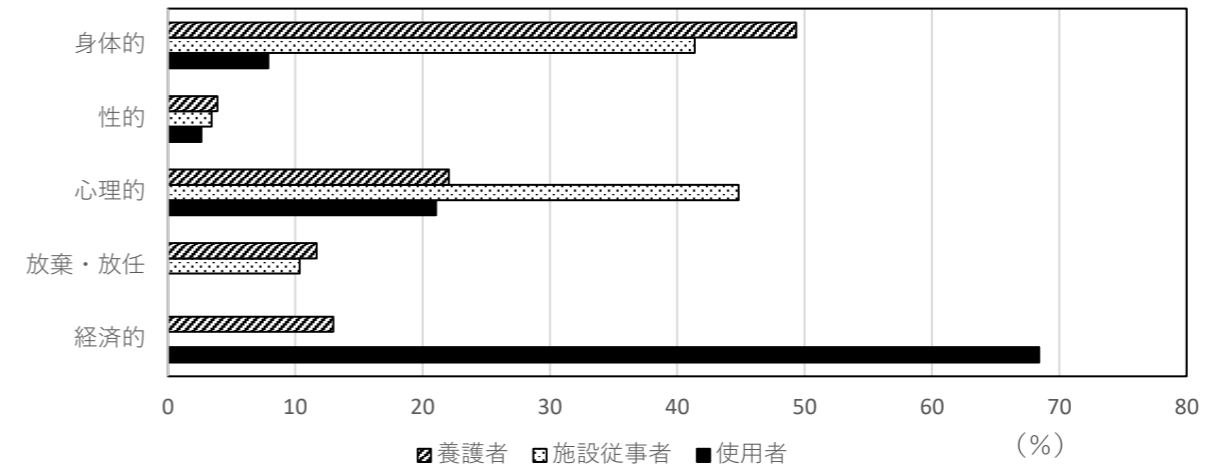
(3) 虐待認定事案における虐待種別

虐待認定事案における虐待種別は、身体的虐待が最も多く、全体の約41.2%を占め、次いで心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任、性的虐待となっている(表3)。虐待類型別の虐待種別を見ると、養護者虐待においては身体的虐待、施設従事者による虐待においては心理的虐待、使用者による虐待においては経済的虐待の割合が高い(図2)。

表3 虐待認定事案における虐待種別 ※重複有 (件)

	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	計
養護者	76 (132)	6 (7)	34 (45)	18 (18)	20 (27)	154 (229)
施設	12 (13)	1 (3)	13 (36)	3 (1)	0 (0)	29 (53)
使用者	3 (1)	1 (0)	8 (3)	0 (0)	26 (19)	38 (23)
計	91 (146)	8 (10)	55 (84)	21 (19)	46 (46)	221 (305)

図2 虐待認定事案における虐待種別



(4) 養護者による障害者虐待

①被虐待者から見た虐待者の続柄

虐待をした養護者は、親(父、母)が約52.7%を占めている(表4)。

表4 被虐待者から見た虐待者の続柄 ※重複有 (件)

父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟・姉妹	その他	計
39(48)	29(44)	14(22)	2(3)	3(17)	4(1)	19(33)	19(20)	129(188)

②被虐待者の性別

被虐待者の性別は、女性の割合が男性の割合の約2倍となっている(表5)。

表5 被虐待者の性別 (件)

男性	女性	不明	計
41(71)	78(110)	0(0)	119(181)

③被虐待者の年齢(認定事案)

被虐待者の年齢は、幅広い年代にわたっている(表6)。

表6 被虐待者の年齢 (件)

～17歳	18・19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
1(0)	6(12)	11(21)	14(16)	13(15)	10(14)	7(22)	14(16)	11(23)	15(18)	14(20)	3(4)	0(0)	119(181)

④相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、警察からの通報が最も多く143件、次いで相談支援専門員107件、本人63件となっている（表7）。

表7 相談・通報・届出者の内訳

※重複有 (件)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	警察	市町村職員	その他・匿名	不明	計
63 (70)	21 (21)	10 (15)	2 (0)	22 (13)	0 (0)	107 (93)	49 (59)	0 (0)	143 (93)	18 (25)	29 (28)	5 (0)	469 (417)

⑤虐待に対する対応状況（認定事案）

虐待認定された事案のうち、約31.1%は分離を行った。約54.6%は分離を行わなかった（表8）。

表8 虐待に対する対応状況（認定事案）

(件)

分離を行った	分離を行わなかった	その他(同居していなかった等)	検討中	計
37(63)	65(102)	13(12)	4(4)	119(181)

⑥分離を行った事案の対応の内訳

分離を行った事案の対応は、契約による障害福祉サービスの利用開始が最も多かった（表9）。

表9 分離を行った事案の対応の内訳

(件)

契約による障害福祉サービス	やむを得ない事由による措置	市町村独自事業による一時保護	医療機関への入院	その他	計
19(31)	2(5)	5(3)	5(13)	6(11)	37(63)

⑦分離を行わなかった事案の対応の内訳

分離を行わなかった事案の対応で最も多かったものは、養護者に対する助言・指導であった（表10）。

表10 分離を行わなかった事案の対応の内訳

※重複有 (件)

養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減等の事業に参加	新たな障害福祉サービスの利用	サービス等利用計画見直し	障害福祉サービス以外を利用	その他（成年後見制度利用等）	見守り	計
54(58)	0(0)	13(4)	12(10)	6(6)	4(12)	41(22)	130(112)

(5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

施設虐待における相談・通報・届出者については、相談支援専門員が27件、当該施設・事業所職員が26件、本人が23件であり、総件数は2018年度よりも減った。次いで家族・親族、行政職員、施設・事業所設置者からの相談・通報が多かった(表11)。

表11 相談・通報・届出者の内訳

※重複有 (件)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設、事業所元職員	当該施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	警察	その他、匿名	計
23(18)	18(20)	3(2)	27(24)	12(12)	26(26)	5(4)	1(2)	3(22)	12(14)	3(0)	20(39)	153(183)

②障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別

虐待認定事案における障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別ごとの件数は、生活介護、共同生活援助が最も多くそれぞれ7件、次いで障害者支援施設が5件であり、全体の約82.6%を占めている(表12)。

表12 事実確認調査の対象となった障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別(認定事案)

※重複有 (件)

障害者支援施設	生活介護	共同生活援助	短期入所	行動援護	放課後等デイサービス	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労移行支援	その他	計
5(4)	7(18)	7(9)	0(0)	0(2)	3(3)	1(2)	0(3)	0(0)	0(5)	23(46)

③虐待者の職種

虐待認定事案における虐待者の職種の内訳は表13のとおりであり、生活支援員が14件で最も多く、サービス管理責任者が4件と続いている。

表13 虐待者の職種(認定事案)

※重複有 (件)

サビ管	管理者	医師	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	世話人	相談支援専門員	地域移行支援員	指導員
4	0	0	1	1	14	0	0	1	0	0	0
保育士	児発官	児童指導員	栄養士・調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	同行援護従業者	その他従事者	不明	計
1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	25

※2018年度の件数については集計を行っていないため掲載しておりません。

④虐待発生後の対応

虐待事案が発生してしまった場合、再発防止が非常に重要となる。市町村と情報共有を行い、再発防止のための改善策や職員の資質向上の取組等に向けて、以下の内容を実施している。

- ▶ 市町村から虐待発生後、速やかに報告を受け、その後の対応状況についても適宜、情報共有を行う。
- ▶ 必要に応じて、嘱託弁護士への相談を行い、結果に基づき助言を行う。
- ▶ 市町村が主となり、改善計画書等に基づき経過を確認することで改善状況を把握する。

(6) 使用者による障害者虐待

①業種別の虐待認定事案の件数

業種別の虐待認定事案の件数は、製造業が最も多く10件、次いでサービス業9件、医療・福祉が6件となっている(表14)。

表14 業種別の虐待認定事案の件数

※就労A型は重複あり (件)

農業、 林業	漁業	鉱業、 採石 業、砂 利採取 業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供 給・水 道業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業・小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	サービ ス業	教育、 学習支 援業	医療・ 福祉	公務	分類不 能の産 業	不明	就労継 続支援 A型	計
0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (4)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (2)	35 (21)

②被虐待者から見た虐待者の身分

虐待認定事案における被虐待者から見た虐待者の身分は、事業主が最多で23件、次いで所属の上司が6件、その他3件となっている(表15)。

表15 被虐待者から見た虐待者の身分

※重複有 (件)

事業主	所属の上司	所属以外の上司	その他	不明	計
23 (19)	6 (3)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	34 (22)

③虐待類型

虐待認定事案における虐待類型は、経済的虐待が26件と最も多くなっている(表16)。

表16 虐待類型(認定事案)

※重複有 (件)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
3 (1)	1 (0)	8 (3)	0 (0)	26 (39)	38 (43)